

# 国の利害に関係のある争訟等への 対応に関する関係府省庁連絡会議

平成30年7月18日

## 予防司法支援制度の利用促進による訴訟の的確な予防

- 国を相手とする訴訟がいったん起これば、訴訟に関係のある国民や国の機関に多大な負担
- 国民や国の利益が害されるおそれ



法的リスクを適切にコントロールし、避けられる訴訟の発生を的確に予防する**予防司法支援制度**

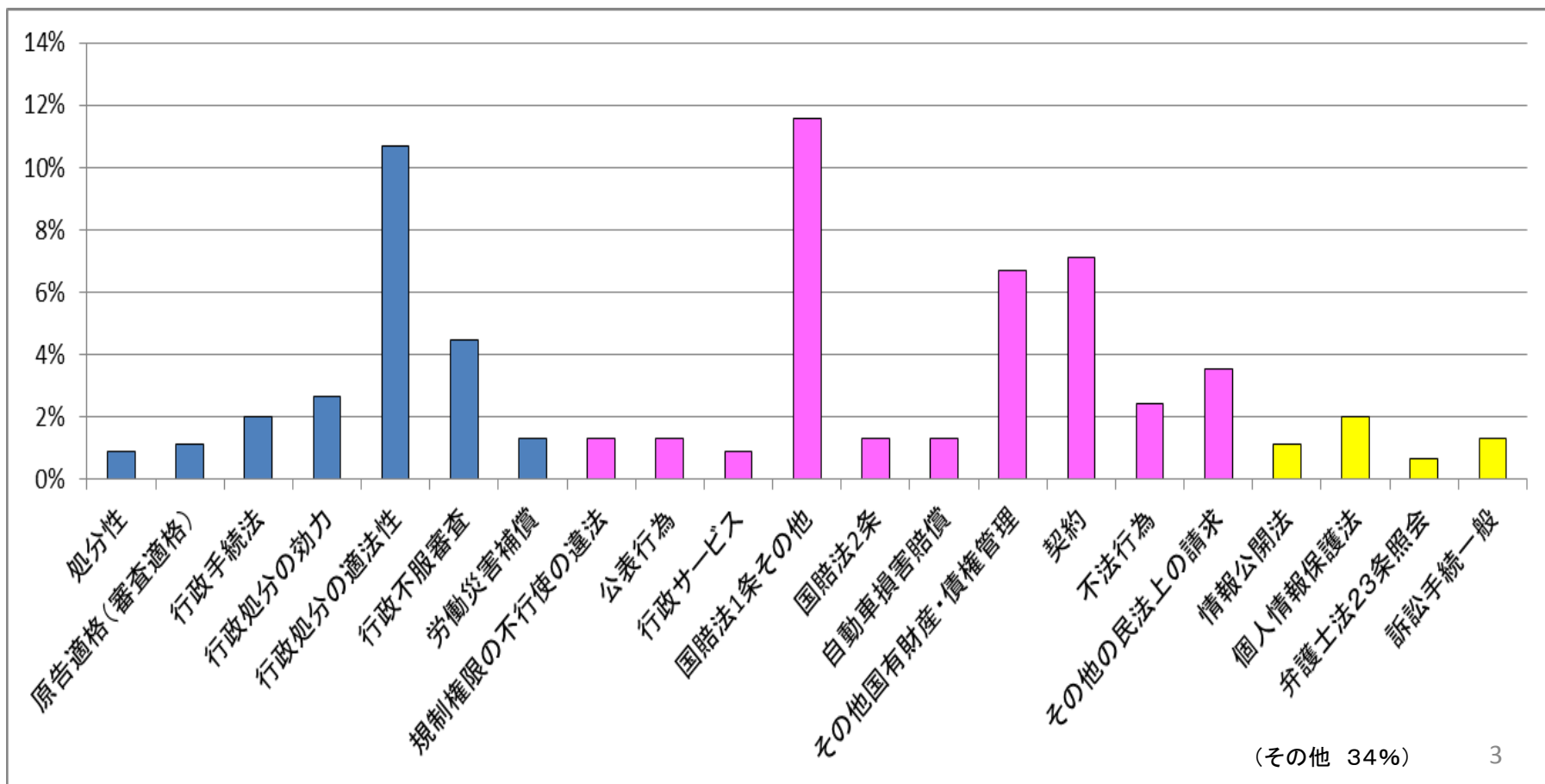
# 予防司法支援制度実施3年間の照会件数，照会事項の内訳

## ア 照会件数

20府省庁から約1000件

(平成30年6月末まで)

## イ 照会事項の内訳(直近1年間の照会事項の内訳)



## 予防司法支援制度，訴訟追行を通じて蓄積した情報の有効活用

### ➤ ワークショップ

- 各テーマ毎に事例を紹介するなどしながら，留意事項を情報発信。

### ➤ 出張セミナー

- テーマに応じ，裁判例等を分析し，講師を担当。

## 予防司法支援制度の利便性向上・即応性強化のための取組

### ➤ 出前相談会

- 法曹有資格者が各省庁に赴いて相談を受け、その場で(事案によっては後日)回答。

### ➤ 回答の迅速化

- 期限についてのニーズにも柔軟に対応。